

宇治市監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 2 月 25 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の健康長寿部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

保険料収入状況（年金医療課、国民健康保険課）

補助金支出状況（年金医療課、国民健康保険課）

委託料支出状況（年金医療課、国民健康保険課）

備品管理状況（年金医療課、国民健康保険課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部年金医療課及び国民健康保険課における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から令和2年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年11月2日から12月1日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年12月23日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、一部に指摘事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 年金医療課

(1) 保険料収入状況について

後期高齢者医療保険料の滞納分について、適正な債権管理に努められたい。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成 29 年度の前回定期監査において、人間ドック受診補助金について指摘した、医療機関からの請求の遅れ、宇治市補助金等交付規則と異なる取扱い、歳出節の齟齬については、いずれも改善されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

2 国民健康保険課

(1) 保険料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成 29 年度の前回定期監査等において、人間ドック受診補助金について指摘した、医療機関からの請求の遅れ、歳出節の齟齬については、いずれも改善されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 備品管理状況について

おおむね適正に管理されていた。